

## 横浜市崖地減災対策工事助成金交付要綱

制 定 平成 27 年 4 月 16 日 建建防第 5410 号（局長決裁）

最近改正 令和 5 年 3 月 31 日 建建防第 3909 号（局長決裁）

### （目的）

第 1 条 この要綱は、崖崩れ又は地滑りの発生が予想される崖又は人工崖（以下「崖等」という。）に対し、所有者等が減災を目的とした対策工事を行うために、必要となる費用の一部を助成することにより、市民の生命・身体を守り、安全で災害に強いまちづくりを進めることを目的とする。

2 対策工事にかかる費用への助成については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### （定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 崖 宅地造成等規制法施行令（昭和 37 年政令第 16 号。以下「宅造法施行令」という。）第 1 条第 2 項で規定されるものをいう。
- （2） 人工崖 擁壁の設置及び切土等の人の手が加えられた崖（高さ 1.5 メートル程度のすそ切り及び崖面に殆ど手を加えずに設置した簡易な工作物は除く。）をいう。
- （3） 崖地 崖等を含む土地とする。
- （4） 崖崩れ 崖等における土砂の流出又は崩壊をいう。
- （5） 地滑り 崖地の一部が地下水等に起因して滑る現象又はこれに伴って移動する現象をいう。
- （6） 所有者等 崖地の所有者若しくは占有者等又は崖が崩れた場合、被害を受ける崖地の隣接土地所有者若しくは占有者等をいう。
- （7） 減災対策工事 所有者等が、崖崩れ又は地滑りによる被害低減を目的とした対策工事で擁壁築造工事、切土又は盛土工事、法面保護工事、落石対策工事、待ち受け擁壁工事、地滑り防止工事、擁壁の補強工事、積み増し部分の撤去工事をいう。
- （8） 崖等の高さ 崖等の下端（地盤面）から上端までの高さとし、対策工事を実施する前のものをいう。
- （9） 崖等の位置 崖等の上端又は下端の水平投影面上の位置とする。
- （10） 被災想定家屋 崖等の下端からの水平距離が、崖等の高さの 2 倍以内、又は崖等の上端からの水平距離が、崖等の高さの 1 倍以内にある居住の用に供する建築物をいう。

- (11) 一連の崖等 次の各号のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 所有者が同一である宅造法施行令第1条第4項に規定する崖等
  - イ 所有者が同一である連続した崖等
- (12) 道路等 横浜市防災計画に位置付けられた避難場所等に通ずる以下に掲げる道路等をいう。
  - ア 道路法による道路
  - イ 法第42条に規定する道路及び第43条第2項に基づく空地
  - ウ その他これらに類するもので市長が認めるもの
- (13) 交付決定 助成金の交付の決定をいう。

(助成対象地)

第3条 助成対象地は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 地盤面からの高さが2メートルを超える崖地（道路等に面する崖地においては、道路面から上方1メートルを超えるもの）
  - (2) 被災想定家屋がある崖地又は道路等に面する崖地
- 2 道路等に面しない崖地において、助成金の交付申請時に被災想定家屋が存在しない場合及び申請後に建て替え等を行う場合は、完了報告書（第12号様式）に被災想定家屋となる新築住宅の検査済証を添付することを条件として、助成対象地とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、相当の危険性があり、対策工事が必要であると市長が認める崖地は、助成対象地とする。

(助成対象地の除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、助成対象地から除く。

- (1) 法第9条第1項の規定に基づく命令、宅造法第（昭和36年法律第191号。以下「宅造法」という。）14条第1項から第3項までの規定に基づく監督処分又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第81条第1項に基づく監督処分を受けている崖地
- (2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号。以下「急傾斜地法」という。）その他関係法令に違反している崖地
- (3) 人工崖で、工事施工後20年を経過していない崖地（相当の危険がある場合を除く。）
- (4) 本申請における対象工事が、他の助成金の交付申請を行う又は交付決定を受けた崖地
- (5) 助成申請者が自ら所有又は占有等している営利を目的とした敷地等の中にある崖地及びその敷地等に面する崖地
- (6) その他法令、条例、規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反

## した崖地

### (助成申請者)

第5条 助成申請者（以下「申請者」という。）は、営利を目的としない個人又は法人である助成対象地の所有者等とする。なお、助成対象地の占有者等又は崖地の隣接土地所有者若しくは占有者等が申請する場合は、当該地の所有者から対策工事の施工、その後の維持管理、助成金の受領、及び要綱第22条の財産処分の制限について承諾を得ていることを条件とする。

2 助成対象地である崖地を複数の個人又は法人が所有している場合は、当該地の所有者の中から選任された代表者又は連名による申請とする。なお、代表者による申請の場合は、申請、対策工事の施工及び助成金の受領について、他の所有者全員の承諾を得るものとする。

3 前項にかかわらず、助成対象地において建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）が適用される場合は、第3条に基づく管理者を申請者とする。なお、この場合は、申請、対策工事の施工及び助成金の受領について、当該法令に基づき、集会における議決を得るものとする。

4 助成対象地が一連の崖等の場合、申請は一度しか認めないものとする。ただし、占有者等又は崖地の隣接土地所有者若しくは占有者等が申請者となる場合（ただし、同一人の申請は一度しか認めない。）又は対策工事の着手前に第14条第3項による申請の取下げを行う場合はこの限りでない。

5 申請者は、助成対象地を第7条第1項の規定による助成金の交付申請時に所有していることとする。ただし、次のいずれかの場合はこの限りではない。

- (1) 崖地の占有者等又は崖地の隣接土地所有者若しくは占有者等
- (2) 相続にて取得した崖地

### (助成対象工事)

第6条 助成を受けることのできる対策工事は、次の各号に該当するものとする。

(1) 原則として、造成行為等の実施後に崖等の高さや位置が変わらない工事（崖崩れの防止を目的とする機能に限られたもの。）

(2) 以下のいずれかの工事

ア 擁壁築造工事（建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）若しくは宅造法が定める基準を満たすものに限る）

イ 擁壁の設置を要しない法面整形を含んだ切土又は盛土工事（宅造法が定める基準を満たすものに限る。）

ウ 崖崩れのおそれがない若しくは崖の安全が確かめられた法面の法面保護工事（法枠工、モルタル・コンクリート吹付工に限る。崩壊抑止工事（抑止杭工、アースアンカー工、鉄筋挿入工等）との併用により崖崩れ

- の恐れがない又は崖の安全が確かめられる状態になるものも含む。)
- エ 法面の落石対策工事（落石防護柵工、落石防護網工に限る。）
- オ 崖地又は崖地の隣接地に設置する待ち受け擁壁工事（待ち受け擁壁工、H型鋼コンクリート防護柵工に限る。）
- カ 宅造法施行以前の盛土造成地又は同法に適合する盛土造成地において行う地滑り防止工事（抑止杭工、鉄筋挿入工、地下水排除工に限る。）
- キ 既存擁壁の補強工事（法枠工、アースアンカー工、落石防護網工、鉄筋挿入工、金網補強工、平鋼補強工、地下水排除工に限る。）
- ク 増し積み擁壁における増し積み部分の撤去工事（法面整形を含む）（撤去が困難な場合は、既存擁壁への金網補強工、平鋼補強工に限る。）
- ケ アからクの工事以外について、市長が技術的な事項等を確認して認める工事

(3) 前号の付帯工事

- (4) 助成を受けようとする当該年度の市長の定める日までに助成事業の完了がなされる工事
- (5) 対象となる崖等の対策工事が、法第44条に抵触しない工事（ただし、対策工事はセットバックを行う際に容易に撤去することが可能なものとし、交付申請時に誓約書（第3号様式）を添付すること。）
- (6) 原則として、対策工事が、法、宅造法又は都市計画法の申請手続きを要しない工事

(助成金の交付申請)

第7条 申請者は、助成金の交付を申請しようとする場合、崖地減災対策工事助成金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請」という。）に次の書類を添付して市長へ提出しなければならない。

- (1) 対策工事計画図面（案内図、位置図、平面図、対策工断面図、対策工正面図、構造図、垂直投影面積求積図等）、対策工事の工法計画上必要な場合は、構造計算書又は崖の安定計算書、土質調査資料等
- (2) 第5条第1項における助成対象地の占有者等又は崖地の隣接土地所有者若しくは占有者等が申請する場合、同条第2項における所有者の中から選任された代表者が申請する場合、又は助成対象となる擁壁等が助成対象地以外の崖地に設置される場合は、土地使用承諾書（第2号様式）
- (3) 第5条第3項における団体の管理者が申請する場合は、同項による集会の議決が確認できる議事録
- (4) 申請者が、この要綱に基づく助成金の手続きについて第三者に委任を行う場合は委任状（第18号様式）
- (5) 土地登記事項証明書の写し

(6) 公図の写し（当該崖地の位置を明示したもの）

(7) 誓約書（第3号様式）

(8) 見積書（写）

2者以上の市内事業者から徴収した税抜き金額がわかる様式の見積書  
市内事業者であることを証する書類の添付（横浜市有資格者名簿、登記簿  
の写し等）

(9) 横浜市減災対策工事助成金提案書（第17号様式）

(10) 現況の崖等の状況のわかる写真

(11) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する交付申請を行った申請者は、第9条第1項の規定により助成金の交付決定を受ける前に、助成対象工事の実施に係る施工業者との契約締結及び工事の着手をしてはならない。

3 横浜市減災対策工事助成金提案書（第17号様式）については、事前に内容を市長と協議しなければならない。

（助成金の額）

第8条 助成金の予定額は、当該年度の予算の範囲内において、助成対象工事費の2分の1以内又は次の各号による額のうち、いずれか少ない額とする。  
なお、複数の工法を組み合わせた場合は、それぞれの工法による予定額のうち、大きい額となる工法の予定額を適用する。また、国内消費税及び地方消費税相当額は助成対象外とする。

(1) 100万円をとする工法

擁壁築造工事、切土又は盛土工事、法粹工、モルタル・コンクリート吹付工、待ち受け擁壁工、抑止杭工、鉄筋挿入工、アースアンカー工、増し積み部分の撤去工

(2) 50万円を限度とする工法

落石防護柵工、落石防護網工、地下水排除工、H型鋼コンクリート防護柵工、金網補強工、平鋼補強工

(3) 第6条第2号ア、イ、ウ、オの一部、キの一部、クに掲げる工法

擁壁築造工事、切土又は盛土工事、法粹工、モルタル・コンクリート吹付工、待ち受け擁壁工事、増し積み部分の撤去工は、助成対象となる擁壁等の垂直投影面積と市長が定める金額で算出した額（増し積み部分の撤去工事は、撤去見付け面積と市長が定める金額で算出した額）とする。なお、擁壁築造工事における垂直投影面積の算定にあたっては、擁壁の底板上又は基礎上から背面土と擁壁が接する位置までの高さを用いるものとする。

2 助成対象地を所有者等が共同して対策工事を行う場合の助成予定の金額は、各々の負担金額の2分の1以内とし、かつ、各々につき前項で定める金額を限度とする。

3 助成対象地である一筆の崖地を複数の者が所有している場合は、営利を目的とする法人が所有する持ち分を除いて、助成金の予定額を算出する。

4 第1項、第2項及び第3項の助成金の予定額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

(助成金の交付決定)

第9条 市長は、第7条第1項の申請を適当と認めたときは、前条に基づき速やかに助成金の交付を決定し、崖地減災対策工事助成金交付決定通知書(第4号様式。以下「交付決定通知」という。)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、第7条第1項の申請を不適当と認めたときは、交付しないことを決定し、速やかに崖地減災対策工事助成金不交付決定通知書(第5号様式)により、その理由を付して申請者に通知するものとする。

(工事着手)

第10条 申請者は、前条第1項の交付決定通知を受けた後、助成対象工事の実施に係る施工業者と契約し、すみやかに着手届(第6号様式)に当該工事の契約書の写しを添えて市長へ提出しなければならない。

(状況報告)

第11条 市長は、必要があると認めたときは、対策工事の施工状況に関し、申請者から報告を求めることができる。

2 市長は、前項の規定に基づく報告が、交付申請(添付書類含む)の内容と相違していると認めたときは、申請者に対し、交付申請の変更を求めるものとする。

(交付申請の変更)

第12条 申請者は、第9条第1項に定める交付決定通知後に、助成事業の内容を変更する場合は、あらかじめ崖地減災対策工事助成金交付申請書(変更)(第7号様式。以下「交付申請変更」という。)に、必要な書類を添付して市長へ提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、交付決定された事業目的を変更しない範囲の軽微な変更を行う場合は、速やかに助成金交付申請変更報告書(第10号様式)に必要書類等を添えて市長に提出しなければならない。なお軽微な変更とは以下に掲げるものとする。

(1) 申請者の住所又は工事施工者の住所に関する変更

(2) その他市長が軽微な変更と認めるもの

3 事業が予定の期間内に完了しないとき、又は助成事業の遂行が困難になったときは、速やかに市長にその旨を報告し、指示を受けなければならない。

(交付決定の変更)

第13条 市長は、前条第1項の申請を適当と認めたときは、第8条に基づき速やかに助成金の予定額を算出し、崖地減災対策工事助成金交付決定通知書(変更)(第8号様式)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条第1項の申請を不適当と認めたときは、崖地減災対策工事助成金不交付決定通知書(変更)(第9号様式)により、その理由を付して申請者に通知するものとする。

(申請の取止め・取下げ)

第14条 申請者は、第9条第1項及び前条第1項の規定による通知等(以下「交付決定通知等」という。)を受けた場合において、その内容又は付された条件に不服があるときは、市長が定める期日までに申請の取止めをすることができる。

2 申請者が、交付決定通知等を受けた後、自己の都合等により工事を中止する場合は、申請の取止めを行うものとする。

3 申請者は、前2項の規定により申請の取止めを行うときには、速やかに当該交付決定通知等を添付の上、取止届(第11号の1様式)を市長へ提出しなければならない。

4 前3項の規定による申請の取止めがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

5 申請者は、第9条の規定による通知を受ける前に、助成金の交付の申請取下げ(第11号の2様式)をすることができる。

(工事完了の報告)

第15条 申請者は、対策工事が完了したときは、速やかに完了報告書(第12号様式)に次の書類を添付して市長へ提出しなければならない。

(1) 工事写真(施工前、施工中、施工後)

(2) 工事費用の精算書(領収書(写)等)

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項に定める完了報告書の提出期限は、交付決定通知を受けた年度の市長が定める日までとする。

(助成金額の確定)

第16条 市長は、前条の報告を適当と認めたときは、速やかに助成金額を確定し、崖地減災対策工事助成金額確定通知書(第13号様式。以下「額確定通知」という。)により、申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第17条 申請者は、前条に定める額確定通知の受領後に、助成金の交付を受けようとする場合、請求者として崖地減災対策工事助成金交付請求書（第14号様式。以下「請求書」という。）を市長へ提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求を適当と認めたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

3 申請者が複数の場合については、連名で助成金の請求を行うものとする。なお、この場合は、請求書に委任状（助成金受領用）（第15号様式）を添付しなければならない。

(交付決定の取消し)

第18条 市長は、申請者が次のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により第9条第1項、第13条第1項及び第16条の規定による通知を受けたとき。

(2) 第9条第1項及び第13条第1項の規定による通知書の記載事項又はこれに付した条件に反したとき。

(3) 交付決定通知前に対策工事に着手したことが判明したとき。

(4) 第11条第2項の市長の求めに従わないとき。

(5) 法又は宅造法に違反していることが明らかなきとき。

(6) 急傾斜地法その他関係法令に違反していることが明らかなきとき。

2 前項の規定は助成金を交付した後においても適用があるものとする。

3 市長は、交付決定取り消す場合、崖地減災対策工事助成金取消通知書（第16号様式）により、その理由を付して申請者に通知するものとする。

(権利譲渡の禁止及び一般承継)

第19条 第9条第1項、第13条第1項及び第16条の規定による通知を受けた申請者は、承認及び決定された権利を第三者に譲渡してはならない。

2 前項の規定に関わらず、申請者が死亡した場合は、対策工事の契約を相続した個人が、助成金の承認及び決定された権利を承継することができる。

3 前項の規定により権利を承継し、申請者となる場合は、第11条第1項の交付申請変更に必要な書類を添付して市長へ提出しなければならない。

(助成金の返還)

第20条 市長は、第18条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。



(加算金及び延滞金)

第21条 申請者は、第18条の規定による交付決定の取消を受け、前条の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、申請者の納付した金額が返還を命ぜられた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた助成金の額に充てられたものとする。

3 申請者は、助成金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(財産の処分の制限)

第22条 助成金の交付を受けて対策工事を行った土地は、助成金交付日より5年間、本要綱の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けた場合はこの限りではない。

(維持管理等)

第23条 対策工事完了後の崖等の維持管理は、所有者等が適正に行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月16日から施行する。

(要綱の廃止)

2 横浜市崖地減災対策工事計画承認要綱（平成27年11月1日）を廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月15日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日 建建防5012号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日 建建防4519号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月11日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日 建建防3909号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。